

## 第27回 第三者委員会 議事録

1. 日時 : 平成25年11月1日（金） 14：00～17：00
2. 場所 : 家電製品協会 第1会議室
3. 委員の現在数 : 3名
4. 出席者と人数 : 細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上3名出席  
その他家電製品協会 事務局6名が陪席
5. 議題 : 平成26年度事業協力 応募案件の審査
  - (1) 不法投棄未然防止事業協力応募案件の審査
    - ① 消費税率改正に伴う上限額算定方法について
    - ② 応募概要
    - ③ 内定に係る確認事項
    - ④ 応募案件の個別審査及び内定に関して付する条件の決定
    - ⑤ 協力の条件の決定
  - (2) 離島対策事業協力応募案件の審査
    - ① 消費税率改正に伴う助成単価算定方法について
    - ② 応募概要
    - ③ 内定に係る確認事項
    - ④ 応募案件の個別審査及び内定に関して付する条件の決定
    - ⑤ 助成単価の決定
  - (3) 公表について
6. 配布資料 : 平成25年度事業協力 応募案件概要等一式

### 7. 議事の内容

<主な質疑・意見>（◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明等）

#### (1) 平成26年度不法投棄未然防止事業協力応募案件の審査

##### ① 消費税改正に伴う助成単価算定方法について

◆ 平成26年4月1日の消費税率改正に伴い、不法投棄未然防止事業協力実施細則第3条第1号から第3号に規定する協力の条件（上限額）を次の方法により算定することを提案する。

イ) 防止事業に係る防止費目ごとの上限額は、応募申請書の記載に基づき本委員会が吟味し決定した防止費目ごとの消費税抜き助成対象額に、費用発生予定期が、平成26年2月から同年3月のものについては消費税率5%、平成26年4月から平成27年1月のものについては消費税率8%、又、リース契約等経過措置対象と考えられるものについては全対象期間消費税率5%にて算出した消費税額を加えて算定する。ただし、契約書等で対象期間の消費税込み費用が確定されているものについては、本委員会は上限額の吟味及び決定に当該費用を用いるものとする。

ロ) 撤去等上限額は、応募申請書の記載に基づき本委員会が吟味し決定した消費税抜き助成対象額に、対象期間のうち費用発生予定期が、平成26年2月から同年3月のものについては消費税率5%、平成26年4月から平成27年1月のものについては消費税率8%にて算出した消費税額を加えて算定する。

ハ) 再商品等料金上限額は、応募申請書の記載に基づき本委員会が吟味し決定した品目別引渡予定台数に、平成26年4月から同年9月までに再商品化等実施者に引き渡されたものの再商品化等料金より消費税抜き品目別平均単価を算出し、引渡予定期が平成26年2月から同年3月のものは消費税率5%、又、平成26年4月から平成27年1月のものは消費税率8%にて算出したそれぞれの時期ごとの消費税込み品目別平均単価を乗じた金額の合計とする（千円未満は切り上げ）。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

② 応募概要

◆ 54市町から応募があり、うち1市が応募を取り下げたこと及び応募内容の概要について報告を行った。

③ 内定に係る確認事項

◆ 個別案件の審議に先立ち、第3回、第10回、第15回及び第21回第三者委員会において決定された内定に係る課題を原則として準用することを提案した。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

④ 応募案件の個別審査等

◆ 上記①及び③の決定を踏まえて、個別応募案件について説明を行った。

◇ 審議の結果、審査した53市町すべてについて、不法投棄未然防止事業協力実施要項（以下「不法要項」という。）第5条第4項の規定に基づき協力を内定した。当該市町のうち、必要と認めたものについては、同条同項に規定する必要と認める条件を付することを決定した。

また、協力の条件の決定に際して査定を行った応募案件のうち特定のものについて、協会は当該案件に係る自治体に協力の条件について説明を行ったうえで、当該自治体と十二分に協議を行い、その結果、必要があると認められる場合は協力の条件等の変更を本委員会に提案することを協会に求めることがとなった。

⑤ 協力の条件の決定

◆ 上記の内定したものそれぞれについて、不法要項第5条第5項に規定する協力の条件案を提案した。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

（2）平成26年度離島対策事業協力応募案件の審査

① 消費税率改正に伴う助成単価算定方法について

◆ 平成26年4月1日の消費税率改正に伴い、離島対策事業協力実施細則第3条の規定に基づき、離島廃棄物ごとの海上輸送費用の額を決定するに当たり、当該費用に含まれる消費税額を算出する際に、再商品化等実施者に引き渡される時期が平成26年2月から同年3月のものについては消費税率5%、又、当該時期が平成26年4月から平成27年1月のものについては消費税率8%を用いることとし、それぞれの時期に応じて算出された消費税込み海上輸送費用に基づいて助成単価を算定することを提案した（なお、対象期間の消費税込み費用が確定しているもの及び経過措置対象と考えられるものについては不法投棄未然防止事業協力と同様の考え方だが、今回の応募案件に対象となるものは無かった。）。

また、上記により、様式類のうち変更が必要になるものがあるため、本委員会にて「内

定通知書」及び「離島対策事業に係る助成金の交付等に関する覚書」について変更案を提示した（その他変更が必要となる様式類については、次回委員会にて変更案を提示することとした。）。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

② 応募概要

◆ 16市町村から応募があったこと及び応募内容の概要について報告を行った。

③ 内定に係る確認事項

◆ 個別案件の審議に先立ち、第3回及び第15回第三者委員会において決定された内定に係る課題を原則として準用することを提案した。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

④ 応募案件の個別審査等

◆ 上記①及び③の決定を踏まえて、個別案件について説明を行った。

◇ 審議の結果、審査した16市町村すべてについて、離島対策事業協力実施要項（以下「離島要項」という。）第5条第2項の規定に基づき協力を内定した。当該市町村のうち、必要と認めたものについては、同条同項に規定する必要と認める条件を付することを決定した。

⑤ 助成単価の決定

◆ 上記の内定したものそれぞれについて、離島要項第5条第3項に規定する助成単価案を提案した。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

(3) 公表について

◆ 応募状況及び審査状況の公表について、昨年度と同様に次のものを採用することを提案した。

イ) 内定時点における公表については、両事業協力とも、応募件数、内定件数のみ公表する。

ロ) 覚書締結後の公表については、下記のとおりとする。

- ・不法投棄未然防止事業協力覚書締結案件について、覚書締結件数、覚書締結市町名及び対象市町の助成率、補助対象費用の上限額、並びに事業実施期間・事業内容及び削減見込み率を公表する。

- ・離島対策事業協力覚書締結案件について覚書締結件数、覚書締結市町村名及び対象市町村の助成単価、並びに事業実施期間を公表する。

◇ 審議の結果、上記提案のとおり決定した。

以上